

三朝町告示第110号

令和4年第9回三朝町議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年11月28日

三朝町長 松 浦 弘 幸

1 期 日 令和4年12月8日 午前10時

2 場 所 三朝町議会議場

○開会日に応招した議員

森 貴美子

小 椋 泰 志

河 村 明 浩

吉 村 美穂子

松 原 成 利

松 原 茂 隆

能 見 貞 明

山 口 博

藤 井 克 孝

遠 藤 勝太郎

吉 田 道 明

○応招しなかった議員

石 田 恭 二

第9回 三朝町議会定例会会議録（第1日）

令和4年12月8日（木曜日）

議事日程

令和4年12月8日 午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 例月出納検査の結果報告について
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第78号 令和4年度三朝町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第6 議案第79号 令和4年度三朝町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第80号 令和4年度三朝町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第81号 令和4年度三朝町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第82号 令和4年度三朝町温泉配湯事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第83号 令和4年度三朝町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第84号 令和4年度三朝町集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第85号 令和4年度三朝町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第86号 三朝町景観条例の設定について
- 日程第14 議案第87号 三朝町簡易水道事業等の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について
- 日程第15 議案第88号 職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について
- 日程第16 議案第89号 三朝町町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第90号 三朝町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第91号 三朝町基金条例の一部改正について
- 日程第19 議案第92号 温泉資源活用施設の指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第93号 三朝町多目的展示施設の指定管理者の指定について
- 日程第21 議案第94号 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（三朝町住民ネットワーク光化事業旧設備撤去工事）

日程第22 議案第95号 町道路線の変更について

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

例月出納検査の結果報告について

日程第4 行政報告

日程第5 議案第78号 令和4年度三朝町一般会計補正予算（第6号）

日程第6 議案第79号 令和4年度三朝町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

日程第7 議案第80号 令和4年度三朝町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

日程第8 議案第81号 令和4年度三朝町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第9 議案第82号 令和4年度三朝町温泉配湯事業特別会計補正予算（第1号）

日程第10 議案第83号 令和4年度三朝町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第11 議案第84号 令和4年度三朝町集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）

日程第12 議案第85号 令和4年度三朝町水道事業会計補正予算（第2号）

日程第13 議案第86号 三朝町景観条例の設定について

日程第14 議案第87号 三朝町簡易水道事業等の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について

日程第15 議案第88号 職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について

日程第16 議案第89号 三朝町町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

日程第17 議案第90号 三朝町職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第18 議案第91号 三朝町基金条例の一部改正について

日程第19 議案第92号 温泉資源活用施設の指定管理者の指定について

日程第20 議案第93号 三朝町多目的展示施設の指定管理者の指定について

日程第21 議案第94号 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（三朝町住民ネットワーク光化事業旧設備撤去工事）

日程第22 議案第95号 町道路線の変更について

出席議員（11名）

1番 森 貴美子	2番 小 椋 泰 志
3番 河 村 明 浩	4番 吉 村 美穂子
5番 松 原 成 利	6番 松 原 茂 隆
7番 能 見 貞 明	9番 山 口 博
10番 藤 井 克 孝	11番 遠 藤 勝太郎
12番 吉 田 道 明	

欠席議員（1名）

8番 石 田 恭 二

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 新 寛 主事 菅 田 知 佳

説明のため出席した者の職氏名

町長	松 浦 弘 幸	副町長	赤 坂 英 樹
教育長	西 田 寛 司	総務課長	大 村 真優美
地域振興監	青 木 大 雄	会計管理者	朝 倉 紀 夫
財政課長	吉 田 栄 治	町民課長	山 口 良 輔
建設水道課長	藤 井 和 正	健康福祉課長	矢 吹 和 美
企画課長	村 上 隆 史	観光交流課長	藤 井 紀 好
農林課長	安 田 寛	教育総務課長	山 中 恵 子
社会教育課長	山 本 達 哉	図書館長	毛 利 純

午前10時00分開会

○議長（吉田 道明君） ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、

これより令和4年第9回三朝町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日届出のあった欠席者は、議員では、石田恭二議員から欠席の届けが出ております。当局では、角田総務課参事の欠席の届けを受けております。以上、報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（吉田 道明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により、2番、小椋泰志議員、3番、河村明浩議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（吉田 道明君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から16日までの9日間といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日から16日までの9日間と決定いたしました。

9日間の日程につきましては、お手元に配付している日程予定表のとおりといたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 御異議なしと認めます。よって、9日間の日程は、日程予定表のとおりと決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（吉田 道明君） 日程第3、諸般の報告を行います。

例月出納検査の結果報告について、監査委員から令和4年9月分及び10月分の報告書が提出されておりますので、閲覧願います。

日程第4 行政報告

○議長（吉田 道明君） 日程第4、行政報告を行います。

松浦町長。

○町長（松浦 弘幸君） おはようございます。行政報告を申し上げます。

初めに、かねてより準備を進めてまいりました新小学校施設の整備について、本年9月には請負業者と工事契約を締結し、令和7年4月の供用開始に向けて、いよいよ施設整備に係る各種工事が始まりました。今後は、議会への経過報告はもちろんのこと、広報紙への掲載等を通じて、町民皆さんへ工事の進捗状況等を広くお知らせしてまいります。

次に、10月にフランスのエクサンプロバンス市で開催された日仏自治体交流会議に参加してまいりました。会議では、両国の地域課題や取組についての意見を交わし、「すべての人が尊重される成熟社会」をテーマとした分科会では、本町の温泉を活用した観光、医療、健康に関する取組などを紹介してきました。また、会議後には、ラマルー・レ・バン町を訪問し、相互交流の再開について有意義な意見交換を行い、直接会っての交流の大切さを実感してまいりました。

次に、「第29回差別をなくする三朝町集会」を11月6日、町総合文化ホールで開催し、多くの町民皆さんに参加いただく中で、人権の大切さについて理解を深めていただきました。三朝町の将来像である、「笑顔と元気があふれ輝く町」の実現に向けて、今後も人権意識の高揚に努めてまいりたいと考えています。

次に、本町の現状や将来に関心を持っていただきたいと、三朝中学校3年生を対象に、「中学生による三朝町の未来を語る会」を、11月14日と18日の2日間で開催しました。2年ぶりの開催となった今年は、「産業と観光業の活性化」や、「三朝町の特色ある教育」、「町民の健康づくり」など、8つのテーマを53人の生徒がそれぞれの班に分かれて、三朝町の将来に向けた課題や解決策についての提案をまとめ、発表し合いました。今回の取組は、中学生が自分たちが住む町について考えるよい機会であり、今後もこのような学習を通して、将来に向けて住み続けたいと思っていただく機会になればと思います。

最後に、新型コロナウイルス感染症は、現在、第八波に入り、全国的に感染が増加傾向となっているところです。これから年末年始に向けて人の動きも活発化するものと思われませんが、感染拡大防止と社会経済活動の両立を進めてまいりたいと思います。

新型コロナワクチンは、集団接種と個別接種を中部地区の医療機関等と連携を図りながら進めております。10月から60歳以上の方と医療従事者、基礎疾患をお持ちの方などで、4回目の接種から3か月を経過した方の5回目接種も始まっており、接種を希望される皆さんに遅滞なく接種いただけるよう、万全な体制で対応してまいります。ワクチンには、発症するリスクを下げただけでなく、発症しても重症化を予防する効果があります。また、周りの人に感染する可能性を減らす効果も期待されています。引き続き、正確、迅速な情報提供に努めてまいりますので、

町民の皆様におかれましては、御自身と大切な人の命と健康や生活を守るため、いま一度ワクチン接種を御検討いただきたいと思います。これからの季節にはインフルエンザが流行する時期でもありますので、基本的な感染予防の徹底について引き続き町民皆さんへ呼びかけてまいります。

以上、行政報告といたします。

日程第5 議案第78号 から 日程第22 議案第95号

○議長（吉田 道明君） お諮りいたします。議事の進行上、この際、日程を変更して、日程第5から日程第22までの18件の議案を一括議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 御異議なしと認めます。よって、この際、日程を変更して、日程第5から日程第22まで、すなわち議案第78号から議案第95号までの18件の議案を一括議題といたします。

町長からの提案理由の説明を求めます。

松浦町長。

○町長（松浦 弘幸君） 今期定例会に提案いたしました令和4年度の補正予算案等18件の諸議案につきまして、その概要を御説明申し上げ、御理解を賜りたいと存じます。

議案第78号、令和4年度三朝町一般会計補正予算（第6号）について、主な内容を申し上げます。

まず、コロナ禍における原油価格・物価高騰対策としまして、影響を受けている世帯や町内の事業者、農業者等を引き続き支援することとして、必要な措置を講じております。その他の施策では、集落の農業、農地を守る担い手の支援を行うほか、今後見込まれるスポーツの全国大会出場に対する支援について必要な措置を講ずるものでございます。また、半導体不足等の影響により入手が困難となっている小型除雪機について、今期補正予算において債務負担行為を設定し、計画的に配備しようとするものでございます。そのほか、高騰している光熱費等について、決算見込みにより必要な調整を行うほか、人事院勧告による職員の勤勉手当及び月例給等の改定、その他所要の人件費の調整を行うこととしております。

以上が、今回の歳入歳出予算の補正の主な内容でございますが、これらの財源については、国・県支出金、基金繰入金等の調整を行うこととし、今期補正予算では、歳入歳出それぞれ6,082万6,000円を追加し、補正後の予算の総額を70億9,351万3,000円とするものでござ

います。

次に、議案第79号、令和4年度三朝町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、保険給付費の実績見込み等により、財源と併せて所要の調整を行ったものでございます。

議案第80号、令和4年度三朝町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の実績見込みにより、所要の調整を行ったものでございます。

議案第81号、令和4年度三朝町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、主に光熱費、保守委託料及び施設修繕費を増額計上するなど、所要の調整を行ったものでございます。

議案第82号、令和4年度三朝町温泉配湯事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、光熱費の高騰等による所要の調整を行ったものでございます。

議案第83号、令和4年度三朝町下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、主に光熱費及び保守点検委託料を増額して計上するほか、国庫内示に伴う事業見直しなど、所要の調整を行ったものでございます。

議案第84号、令和4年度三朝町集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、それぞれの処理施設におきまして、光熱費の高騰等による所要の調整を行ったものでございます。

議案第85号、令和4年度三朝町水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、光熱費や修繕費を増額するほか、人事院勧告による職員の勤勉手当等の改定、その他所要の人件費の調整を行うこととしております。

議案第86号、三朝町景観条例の設定につきましては、景観行政団体として町独自の景観計画を策定、運用するため、景観法の委任事項等を定めるものでございます。

議案第87号、三朝町簡易水道事業等の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、簡易水道事業等に地方公営企業法の規定の全部を適用するため、関係する条例を一括して改正、廃止するものでございます。

議案第88号、職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の設定につきましては、地方公務員の定年は国家公務員の定年を基準として条例で定めるものとされており、地方公務員法の一部を改正する法律が施行されることに合わせて、本町の関係条例についても所要の改正を行うものでございます。

議案第 89 号、三朝町町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第 90 号、三朝町職員の給与に関する条例の一部改正についての 2 議案につきましては、令和 4 年の人事院勧告に基づき、特別職及び一般職員の給与について、人事院勧告に準じた措置を講じることとし、所要の改正を行うものでございます。

議案第 91 号、三朝町基金条例の一部改正につきましては、地方創生応援税制の対象となる企業からの寄附を積み立てるため、新たに三朝町企業版ふるさと納税地方創生基金を設置することとし、所要の改正を行うものでございます。

議案第 92 号、温泉資源活用施設の指定管理者の指定につきましては、NPO みささ温泉を引き続き指定管理者に指定するものでございます。

議案第 93 号、三朝町多目的展示施設の指定管理者の指定につきましては、株式会社みささ弦楽プロジェクトを引き続き指定管理者に指定するものでございます。

議案第 94 号、工事請負契約の締結についての議決の一部変更につきましては、三朝町住民ネットワーク光化事業旧設備撤去工事の契約金額を 1 億 733 万 4,700 円に減額するものでございます。

議案第 95 号、町道路線の変更については、台帳整理による町道吉尾本線の起点及び終点の変更修正を行うものでございます。

以上、今期定例会に提案いたしました議案について、その概要を御説明申し上げました。よろしく御審議の上、可決賜りますようお願いいたします。

○議長（吉田 道明君） 続いて、各議案について細部説明を求めます。

議案第 78 号、令和 4 年度三朝町一般会計補正予算（第 6 号）について、吉田財政課長。

○財政課長（吉田 栄治君） 議案第 78 号、令和 4 年度三朝町一般会計補正予算（第 6 号）について御説明申し上げます。議案書 3 ページを御覧いただきたいと思います。今回の補正額については、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 6,082 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 70 億 9,351 万 3,000 円とするものでございます。

主な内容を、事項別明細書等により歳出から御説明申し上げます。

今回の補正では、人事院勧告を踏まえた勤勉手当及び月例給等の改定を行うとともに、事情の変更に伴う諸手当の額の増減について、それぞれの費目におきまして人件費の補正を行っております。また、高騰している光熱費等について、決算見込み及び鳥取中部ふるさと広域連合の予算の補正に伴い、それぞれ調整を行うこととしております。

それでは、人件費や光熱費等の決算見込み以外のものにつきまして、主な内容を御説明申し上げ

げます。

15ページを御覧ください。総務費、一番下の三朝町空き家等撤去費助成事業ですが、緊急度の高い危険家屋があることから、撤去費の一部を支援する費用を増額計上しているほか、次のページ、一番上、持続可能な地域づくり支援事業につきましては、ふるさと納税の仕組みを活用し、地域振興を行おうとする集落を支援しようとするものでございます。

続きまして、17ページ、民生費中ほど、介護保険事業所物価高騰対策支援事業として、物価高騰の影響を受けている三朝町内の事業所等を支援するほか、三朝町もっとあったか燃料券配布事業につきましては、全世帯へ町内ガソリンスタンド等で使える燃料券、1世帯当たり3,000円を配布し、町民の生活を支援することとしております。

続きまして、19ページ、農林水産業費下ほどでございます。中山間地域を支える水田農業支援事業費補助金につきましては、集落の農業、農地を守っている地域の担い手を支援することとし、地域の農業の発展につなげようとするものでございます。また、肥料価格高騰対策事業につきましては、肥料価格高騰の影響を受けている町内農業者を支援し、農業経営の維持、継続を図ることとしており、国、県と協調し実施するほか、町単独要件を設定した支援も併せて実施するものでございます。その下、畜産経営緊急支援事業でございますが、町内畜産業者に対し、飼料代の一部を追加支援する等、畜産経営の維持・継続対策を講ずるものです。

次に、21ページ、商工費、三朝町電気料金高騰事業者応援金として、電気料金の値上げにより経営に大きな影響を受けている町内の事業者を支援するほか、三朝温泉冬季直行バス及び高速バス運行支援金として、冬季間における観光客誘致促進として、隣県からの直行バス及び高速バスを運行するバス事業者に対し、燃料価格等の高騰に係る経費の一部を支援するものでございます。

同じページ、土木費、除雪機械整備費におきましては、半導体不足等の影響により本年4月段階で小型除雪機が入手困難となったことから、事業を廃止し、戻っていただきまして予算書の8ページでございます。一番上になりますが、債務負担行為を設定させていただき、令和5年度に確実に小型除雪機を配備しようとするものでございます。

最後に、24ページ、教育費、一番下でございます全国・中国大会等参加助成金ですが、多くの町民の方々が全国大会等で活躍され、今後においても全国大会の出場が見込まれることから、支援に要する費用を増額計上するものです。

続きまして、歳入でございます。

議案書11ページから14ページを御覧ください。歳出で説明いたしました各事業等の財源に

つきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するほか、国・県支出金、基金繰入金、町債等について、それぞれ所要の調整を行うこととしております。

以上が、令和4年度三朝町一般会計補正予算（第6号）の概要でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（吉田 道明君） 次に、議案第79号、令和4年度三朝町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議案第80号、令和4年度三朝町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について、矢吹健康福祉課長。

○健康福祉課長（矢吹 和美君） 議案第79号、令和4年度三朝町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。議案書は29ページからでございます。

33ページを御覧ください。今回の補正は、歳入歳出それぞれ185万5,000円を増額して、総額をそれぞれ7億6,312万8,000円とするものでございます。

歳入について、35ページを御覧ください。国民健康保険税、保険給付費等交付金及び一般会計繰入金とも、それぞれ実績見込みにより減額または増額をしております。

続いて、歳出については、36ページからでございます。2つ目の保険給付費の高額療養費及び3つ目の葬祭費を、実績見込みにより増額をし、財政調整基金積立金を減額して調整をしております。以上です。

続いて、議案第80号、令和4年度三朝町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。議案書は39ページからでございます。

43ページを御覧ください。今回の補正は、歳入歳出それぞれ79万3,000円を追加して、予算の総額を1億137万3,000円とするものでございます。

初めに、歳出について、46ページを御覧ください。後期高齢者医療広域連合への納付金を、今年度負担見込みにより増額をしております。

歳入については、45ページに戻っていただき、歳出の増額分を後期高齢者医療保険料、一般会計繰入金及び繰越金を、それぞれ実績または実績見込みにより減額または増額をしております。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（吉田 道明君） 次に、議案第81号、令和4年度三朝町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第82号、令和4年度三朝町温泉配湯事業特別会計補正予算（第1号）、議案第83号、令和4年度三朝町下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第84号、令和4年度三朝町集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）、議案第85号、令和4年度三朝町水道事業会計補正予算（第2号）について、藤井建設水道課長。

○建設水道課長（藤井 和正君） 議案第 8 1 号、令和 4 年度三朝町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について御説明申し上げます。議案書は 4 7 ページからでございます。

初めに、5 1 ページをお願いいたします。今期補正予算では、歳入歳出それぞれ 6 5 6 万 7, 0 0 0 円増額し、総額を 7, 7 3 4 万 4, 0 0 0 円とするものでございます。

5 5 ページをお願いいたします。歳出の簡易水道管理一般経費につきましては、高騰しています光熱費の決算見込みによる増額を行うほか、施設の保守管理業務の実績見込みによる増額。簡易水道維持修繕費及び職員人件費につきましても、実績見込みによる増額をしたいものでございます。

なお、財源につきましては、令和 3 年度確定申告の結果、消費税が還付されることとなりましたので、その還付金及び簡易水道施設改修基金からの繰入れを予定しております。以上でございます。

続きまして、議案第 8 2 号、令和 4 年度三朝町温泉配湯事業特別会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。

6 3 ページをお願いいたします。今期補正予算では、歳入歳出それぞれ 4 4 1 万 1, 0 0 0 円を追加し、総額を 2, 0 0 4 万 1, 0 0 0 円とするものでございます。

6 5 ページをお願いいたします。歳出の温泉配湯施設管理経費につきましては、光熱費の決算見込みによる増額。財政調整基金積立金につきましては、令和 3 年度決算に伴う純繰越金が確定しましたので、所要の調整をしたいものでございます。以上でございます。

続きまして、議案第 8 3 号、令和 4 年度三朝町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について御説明申し上げます。

7 1 ページをお願いいたします。今期補正予算では、歳入歳出それぞれ 2, 6 7 2 万円減額し、総額を 3 億 4 8 8 万 6, 0 0 0 円とするものでございます。

7 6 ページをお願いいたします。歳出の一般管理経費につきましては、令和 3 年度確定申告に伴い、令和 4 年度中に支払う中間納付消費税が増額となったことに伴うものでございます。その 2 つ下、公共下水道管理経費につきましては、光熱費及び施設修繕費、施設の保守管理業務の実績見込みによる増額。その 1 つ下、流域下水道事業負担金につきましては、地方債の種類を変更することに伴う財源更正。一番下、ストックマネジメント事業につきましては、基本計画策定業務の入札差金及び国庫補助金配分額の減に伴うマンホールポンプ制御盤の更新工事を中止するものでございます。

なお、上から 2 つ目の財政調整基金積立金につきましては、事業費変更に伴う所要の調整をし

たいものでございます。以上でございます。

続きまして、議案第84号、令和4年度三朝町集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

81ページをお願いいたします。今期補正予算では、歳入歳出それぞれ175万5,000円を追加し、総額を1億705万5,000円とするものでございます。

83ページをお願いいたします。歳出の各排水処理施設管理費につきましては、光熱費及び施設の保守管理業務の実績見込みによる増額をしたいものでございます。財源につきましては、令和3年度確定申告の結果、消費税が還付されることとなりましたので、その還付金及び一般会計繰入金により所要の調整をしたいものでございます。以上でございます。

続きまして、議案第85号、令和4年度三朝町水道事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

87ページをお願いいたします。今期補正予算では、光熱費などの費用及び職員給与に関する条例の一部改正等に伴う職員給与費を補正するもので、第2条、収益的収入及び支出のうち、水道事業費用につきまして既定の予算額を446万5,000円減額し、1億3,412万9,000円とし、第3条、議会の議決を経なければ流用することができない費用のうち、職員給与費を17万7,000円増額し、3,227万1,000円とするものでございます。

詳細につきましては、92ページに職員給与費関係として、下表(2)、増減の明細表及び、98ページ、補正予算費目明細書に記載しておりますので、御覧いただきたいと思っております。

以上、議案第81号、令和4年度三朝町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）から議案第85号、令和4年度三朝町水道事業会計補正予算（第2号）について御説明させていただきました。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（吉田 道明君） 次に、議案第86号、三朝町景観条例の設定について、村上企画課長。

○企画課長（村上 隆史君） 議案第86号、三朝町景観条例の設定について御説明申し上げます。議案書は99ページからになります。

三朝町は、四季折々の美しい自然と、情緒あふれる三朝温泉の町並みや三徳山といった誇るべき景観や資源を有しています。今後、本町ならではの美しい景観の保全や形成を町民皆さんと一緒に考えて進めていくための土台として、景観づくりに関する各主体の責務、景観法の適切な運用に係る行為の規制、町の景観計画を策定するための手続等を盛り込んだ条例を新たに定めるとともに、関係する条例について所要の改正を行うものです。

条例の施行日は令和5年4月1日としますが、三朝町景観審議会委員の委嘱に関する準備行為

に限り、条例の施行より前に行うことができるものとします。

以上、どうぞよろしく申し上げます。

○議長（吉田 道明君） 次に、議案第 87 号、三朝町簡易水道事業等の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について、藤井建設水道課長。

○建設水道課長（藤井 和正君） 議案第 87 号、三朝町簡易水道事業等の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について御説明申し上げます。議案書は 107 ページからでございます。

本条例の設定につきましては、簡易水道事業等の地方公営企業法の規定の全部を適用するため、関係する条例を一括して改正及び廃止するものでございます。

各条例の改正の概要について御説明させていただきます。

第 1 条、三朝町水道事業の設置等に関する条例の一部改正につきましては、簡易水道事業等の設置及び事業に地方公営企業法の全部を適用することを規定し、事業の区域に関する規定等について所要の規定の改正を行うものでございます。

議案書 109 ページ、第 2 条、三朝町水道事業給水条例の一部改正につきましては、簡易水道事業等に係る給水装置の種類、給水料金等を定めるものでございます。

続いて、111 ページ、お願いします。第 3 条、三朝町特別会計設置条例の一部改正につきましては、簡易水道事業等の地方公営企業会計移行に伴い、簡易水道事業特別会計を廃止するものでございます。

続いて、112 ページ、第 4 条、三朝町集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、三朝町簡易水道等給水条例の廃止に伴い、同条例を引用する規定について所要の改正を行うものでございます。

その下、第 5 条、三朝町基金条例の一部改正につきましては、簡易水道事業等の地方公営企業会計に移行することに伴い、三朝町簡易水道施設等改修基金を廃止するものでございます。

続いて、113 ページ、第 6 条、三朝町町営事業等分担金徴収条例の一部改正につきましては、三朝町簡易水道等給水条例の廃止に伴い、分担金を徴収することができる事業から簡易水道事業を削除するものでございます。

114 ページ、第 7 条、三朝町簡易水道等給水条例の廃止につきましては、簡易水道事業等の地方公営企業会計移行に伴い、条例を廃止するものでございます。

施行日は令和 5 年 4 月 1 日から施行することとし、経過措置として、三朝町簡易水道事業特別会計を廃止する際、同会計に属していた剰余金、債権、債務及びその他の資産は、三朝町水道事

業会計に引き継ぐものとするものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田 道明君） 次に、議案第 88 号、職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について、議案第 89 号、三朝町町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第 90 号、三朝町職員の給与に関する条例の一部改正について、大村総務課長。

○総務課長（大村真優美君） 議案書は 115 ページを御覧ください。議案第 88 号、職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について説明させていただきます。

地方公務員の定年は、国家公務員の定年を基準として条例で定めるものとされており、地方公務員法の一部を改正する法律が施行されることに併せて、本町の関係条例についても所要の改正を行うものです。主な改正としては、職員の定年を 2 年ごとに 1 歳ずつ段階的に引上げ、最終的に 65 歳とすること、管理職に対する役職定年制の導入、60 歳に達した翌年度から給与が 7 割となることなどです。以上です。

次に、議案書は 141 ページを御覧ください。議案第 89 号、三朝町町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について説明させていただきます。

令和 4 年の人事院勧告に基づき、勧告に準じて三朝町長等の給与を改正しようとするものです。改正点は、期末手当の支給率を年間 0.05 か月分引き上げるものです。以上です。

次に、議案書は 143 ページを御覧ください。議案第 90 号、三朝町職員の給与に関する条例の一部改正について説明させていただきます。

先ほどの議案同様に、令和 4 年の人事院勧告に基づき、勧告に準じて三朝町職員の給与を改正しようとするものです。改正点は、勤勉手当の支給率を、一般職員は年間 0.1 か月分、再任用職員は年間 0.05 か月分引き上げるものです。また、給料表の改定については、令和 4 年 4 月 1 日から、若年層が属する号給を中心に俸給月額を引き上げようとするものです。

以上です。よろしくお願ひします。

○議長（吉田 道明君） 次に、議案第 91 号、三朝町基金条例の一部改正について、議案第 92 号、温泉資源活用施設の指定管理者の指定について、議案第 93 号、三朝町多目的展示施設の指定管理者の指定について、藤井観光交流課長。

○観光交流課長（藤井 紀好君） 議案第 91 号、三朝町基金条例の一部改正について御説明をさせていただきます。議案書は 149 ページからです。

三朝町基金条例では、一般の方を対象とした三朝町ふるさと応援基金を設置しているところですが、新たに企業版ふるさと納税地方創生基金を設置し、企業からの寄附を受け入れることがで

きるようにするものです。企業版ふるさと納税は、令和6年度までの時限立法であります。また、寄附の対象は、本社が町外にある企業となり、寄附額の下限は10万円という具合になっております。基金の設置目的は、認定地域再生計画に掲げる事業としております。これは、三朝町まち・ひと・しごと創生推進計画をベースにしておるものでございます。

施行日は公布の日からとします。以上です。

続きまして、議案第92号、温泉資源活用施設の指定管理者の指定について御説明をさせていただきます。議案書は151ページです。

温泉資源活用施設につきまして、三朝町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条第1項第5号の規定に基づき、候補者を選定し、同条第2項の規定に基づき、特定非営利法人NPOみささ温泉に必要な書類の提出を求め、その内容を審査しました結果、引き続き管理を行っていただくことで安定した事業活動及び事業効果が期待できると判断したことから、指定したく、議会の議決をお願いするものでございます。指定期間は、令和5年4月1日から3年間でございます。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第93号、三朝町多目的展示施設の指定管理者の指定について御説明をさせていただきます。議案書は153ページでございます。

三朝町多目的展示施設につきまして、三朝町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条第1項第5号の規定に基づき、候補者を選定し、同条第2項の規定に基づき、株式会社みささ弦楽プロジェクトに必要な書類の提出を求め、その内容を審査しました結果、引き続き管理を行っていただくことで安定した事業活動及び事業効果が期待できると判断したことから、指定したく、議会の議決をお願いするものでございます。指定期間は、令和5年4月1日から5年間でございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（吉田 道明君） 次に、議案第94号、工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（三朝町住民ネットワーク光化事業旧設備撤去工事）、村上企画課長。

○企画課長（村上 隆史君） 議案第94号、工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（三朝町住民ネットワーク光化事業旧設備撤去工事）について御説明申し上げます。議案書は155ページになります。

令和5年1月31日を工期末として進めておりますこの撤去工事について、内容が確定し、工事数量の一部に変更が生じたため、現契約者との間において工事請負契約の減額変更を行お

うとするものです。減額の主な理由としましては、道路や河川を横断するケーブル線の撤去及び、電柱にかかっているケーブル線の撤去に係る関係機関への申請件数が、当初見込みよりも少なかったことによるものです。これに伴い、契約金額を現契約から486万5,300円減額し、1億733万4,700円とするものです。

以上、どうぞよろしく申し上げます。

○議長（吉田 道明君） 次に、議案第95号、町道路線の変更について、藤井建設水道課長。

○建設水道課長（藤井 和正君） 議案第95号、町道路線の変更について御説明申し上げます。

議案書は157ページでございますが、議案説明資料も併せて御覧いただきたいと思っております。

町道台帳の整理に伴い、町道吉尾支線の終点及び町道吉尾線の起点を変更する必要性が生じたため、道路法第10条第3項において準用する第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（吉田 道明君） 以上で本日の日程は終了しました。

あしたは午前10時から一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午前10時49分散会
